

安倍首相の辞任：対外的な影響について

メヒル・マルク, シニア・インベストメント・ストラテジスト

先日、安倍晋三首相が辞任することを発表した。これを踏まえて、我々は 2 つの側面からその影響を検証する。第 1 部では、安倍首相の辞任が地域の安全保障に及ぼす重大な影響について考察する。安倍政権は、地域の潜在的な脅威に対抗するために、日本の安全保障政策や軍事態勢の見直しを行った。また、同政権による多国間協調体制の支持、および米国との同盟関係の強化が、アジア地域における中国の影響力増大とのバランスを保ってきた。安倍首相の後任が現行の外交および安全保障政策を大きく変更する可能性は低いが、政権移行にはリスクが伴う可能性がある。

第 2 部では、「アベノミクス」から得られた教訓に目を向ける。広範囲にわたる経済問題に対処するために、足元ではなりふり構わない金融・財政刺激策が世界的に氾濫しているのとは大きく異なり、アベノミクスは政策の有効性を改めて改善させるものであった。

今回、安倍晋三首相が健康問題を理由として辞任することになり、安定した政権運営、米国および他の同盟国との関係強化、北朝鮮や中国などに対抗するための軍事力の構築、グローバルな安全保障や貿易に対する多国間アプローチの追求などを特徴とした政治家としてのキャリアが終わりを告げることになる。

安倍政権が長き(2006～2007年と2012～2020年の2回の在任期間)にわたって日本の政治を動かしてきたこと、および対外的な面において失敗をはるかに上回る成果を残してきたことを考えると、安倍首相が築いた外交面における実績を後任が維持できるかどうか疑問視する声が挙がるのは当然である。新型コロナウイルスの世界的な流行による深刻な景気後退、特に台頭する中国などの近隣諸国と日本との間の緊張の高まりを背景として、政権移行はさらに難しいものとなっている。

国家安全保障に焦点を当てる

安倍首相により安定政権が構築されたことにより、その後アジア地域や世界における日本の役割についてより戦略的な政策を練る余地が生まれた。そして、2013年には国家安全保障会議の創設によって首相官邸の権限が拡大され、外交および国家安全保障政策についての最も重要な意思決定を実質的にコントロールできるようになった。

国家安全保障政策における安倍首相の目標の1つとして、米国との関係強化が含まれていた。日本が軍事力の整備を進める中で、米国の軍事産業がその主な供給先であるとして関心を示し、日米安全保障の枠組みをより強化することが安倍政権の戦略的な目標であった。安倍首相の在任期間中、軍事支出は10%増加した。米国を除けば日本はF-35戦闘機を最も保有している国であり、安倍政権によって海上の防衛力は大幅に増強された。これには巡航ミサイルの追加的な配備も含まれる。

これと同時に、安倍政権は日本の軍事および戦略的な体制の根本的な方向転換を試みた。安倍政権は、日本の「憲法の平和主義の原則」(日本国憲法第9条では、自衛の目的以外の軍事力を保有することを禁じている)の憲法改正には失敗したが、米国などの同盟国が外国で攻撃を受けた場合に自衛隊がこれを支援することが可能となる法案を通過させた。また、安倍政権の下で、戦略的な焦点はロシアとの国境問題から北朝鮮や中国との地域情勢に関する問題に移行した。次ページの図は、日本の南方諸島における軍事施設の規模を示したものであり、そのうちの幾つかの施設は安倍政権下で増強された。

南方諸島における日本の軍事力は高まっている



出所：PGIM フィクスト・インカム、日本の防衛省および海上保安庁、ウォール・ストリート・ジャーナル

安倍内閣による軍事的および地政学的な政策に関するスタンスの変化は、第2次世界大戦後に採択された平和主義憲法に対する世代交代に伴う心理的な変化とともに表出したものである。日本の若い世代においては、今や安全保障に関する懸念が最大の関心事になっている。最近の調査によると、18~29歳の95%近くの若者が、少なからず日本が戦争に巻き込まれるリスクがあると回答しており、これは安倍政権による軍事力増強の方針に対する若い世代からの支持を裏付けるものである。¹

安倍政権の下で、日本は第二次世界大戦後に採択された「平和主義憲法」に定められている平和主義の概念から離れて軍事力行使の許容範囲の拡大を図ってきた一方で、他のアジア諸国に対する外交および国家安全保障政策は友好的なもの（一部例外はあるが）であり、こうした国々との相互利益の促進を重視してきた。その中で、新たな域内における安全保障体制の要として、日本はインドおよびオーストラリアとの経済および安全保障上の連携を強化している。同時に、中国の一路一帯政策が新興諸国をいわゆる「債務の罠」に陥れるものであるとして数四半期にわたり非難を受ける中、日本のインフラに関する専門知識と同国に対する好意的なイメージも相まって、日本が中国の一路一帯政策に代わる別の選択肢であることを新興諸国にアピールすることに安倍政権は大きな成功を収めてきた。また、米国がTPP（環太平洋パートナーシップ協定）支持の立場から離脱する中で、安倍首相は「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP)の締結に成功した。

次期政権を待ち受ける課題

安倍首相による辞任の発表は、日本にも大きな課題を残すことになった。日本の最大の経済的パートナーである中国との関係は、悪化が続いている。日本が5Gインフラの整備事業からファーウェイを締め出し、中国との部分的な分離（デカップリング）を奨励する政策を実施し、軍事的な攻撃能力を増強する動きを見せていることを考慮すれば、今後数年にわたって日中関係は緊張した状態が続くであろう。安倍政権下では日韓関係も著しく悪化しており、北朝鮮政策を巡る外交上の不調和やその他の歴史的問題を背景として、（ともに米国の

同盟国である）両国の経済および貿易関係は落ち込んでいる。北朝鮮の核開発問題については、安倍政権が事態の打開に向けて米国と韓国を取り込めなかったため、解決の糸口が見えていない。加えて、安倍政権は北方領土問題に関してもロシア政府からの譲歩を引き出せておらず、日ロ関係にも行き詰まりが見られる。

日本の政権交代に当たり、安倍首相の後任（日本の政権政党である自民党内における現在の強力な支持を考慮すれば、菅義偉氏が選出される可能性が高い）は、国内外の一連の課題に直面することになるだろう。菅氏が安倍首相の外交および国家安全保障政策の目標に向けた行程を支えてきたことを考えると、今後政策が方向転換されるとは考えにくい。しかしながら、安倍首相が取り組んできた域内における地政学的バランスの安定化と経済統合の進展の両面における成果を維持、あるいは発展させるために必要とされるビジョン、信念、カリスマ性を菅氏が持ち合わせているかどうかは、時間の経過とともに明らかになるだろう。

¹ 調査結果に関するデータは、2020年7月12日現在のウォール・ストリート・ジャーナルからの引用。

本資料は2020年9月10日現在の執筆者の見解を反映したものであり、情報提供または教育そみを目的として作成されたものです。データの出所(特に断りのない限り)：PGIM フィクスト・インカム。2020-5632

本稿で取り上げたテーマに関する、PGIM ジャパンの チーフ・ファンド・マネジャーの丸山誠二氏、および PGIM シンガポールのバイス・プレジデントであるマービン・ハウ氏の協力に感謝する。

留意事項 1

PGIM フィクスト・インカムは、1940年米国投資顧問会社法に基づき米国で登録している投資顧問会社であり、ブルデンシャル・ファイナンシャル・インク（PFI）の子会社であるPGIM インクを通して事業を行っています。登録投資顧問会社としての登録は、一定の水準またはスキルまたはトレーニングを意味するものではありません。PGIM フィクスト・インカムは、ニュージャージー州ニューアークを本拠とし、以下の拠点を含め世界で事業を展開しています。(i) ロンドン拠点の PGIM Limited.における債券運用部門、(ii) アムステルダム拠点の PGIM ネーデルラント B.V. (iii) 東京拠点の PGIM ジャパン株式会社（PGIM Japan）、(iv) 香港拠点の PGIM（香港）における債券運用部門（PGIM Hong Kong）、(v) シンガポール拠点の PGIM（シンガポール）における債券運用部門（PGIM Singapore）。米国のブルデンシャル・ファイナンシャル・インクは、英国を本拠とするブルーデンシャル社、あるいは M&G plc の子会社であり英国を本拠とするブルーデンシャル・アシュアランス・カンパニーとはなんら関係がありません。Prudential、PGIM、それぞれのロゴおよびロック・シンボルは、ブルデンシャル・ファイナンシャル・インクおよびその関係会社のサービスマークであり、多数の国・地域で登録されています。

本資料は、情報提供または教育のみを目的としています。ここに含まれている情報は投資アドバイスとして提供するものではなく、資産の管理または資産に対する投資を推奨するものではありません。これらの情報を提供することに当たってPGIMはお客様に対して、受託者としての役割を果たしているものではありません。本資料は、経済状況、資産クラス、有価証券、発行体または金融商品に関する資料作成者の見解、意見および提言について示したものです。本資料を当初の配布先以外の方（当初の配布先の投資アドバイザーを含む）に配布することは認められておりません。またPGIMフィクスト・インカムの事前の同意なく、本資料の一部または全部を複製することや記載内容を開示することを禁止いたします。本資料に記載されている情報は、現時点でPGIMフィクスト・インカムが信頼できると判断した情報源から入手したものです。その情報の正確性、完全性、および情報が変更されないことを保証するものではありません。本資料に記載した情報は、現時点（または本資料に記載したそれ以前の日付）における最新の情報ですが、予告なく変更されることがあります。PGIMフィクスト・インカムは情報の一部または全部を更新する義務を負うものではありません。また、情報の完全性または正確性について明示黙示を問わず何ら保証または表明するものでなく、誤謬についての責任を負うものでもありません。すべての投資にはリスクが伴い、当初元本を上回る損失が生じる可能性があります。本資料は特定の証券、その他の金融商品、または資産運用サービスの勧誘を目的としたものではなく、投資に関する判断材料として用いるべきではありません。どのようなリスク管理技術も、いかなる市場環境においてもリスクを最小化または解消できることを保証することはできません。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を保証するものではなく、また信頼できる指標でもありません。投資は損失となることがあります。本資料に記載されている情報や本資料から導出した情報を利用したことにより（直接的、間接的、または派生的に）被り得るいかなる損失についても、一切責任を負いません。PGIMフィクスト・インカムおよびその関係会社は、それぞれの自己勘定を含め、本資料で示した推奨や見解と矛盾する投資判断を下す可能性があります。

本資料はそれぞれのお客様の置かれている状況、投資目的、あるいはニーズを考慮しておりません。また、特定のお客様もしくは見込み客に対して特定の証券、金融商品、または投資戦略を推奨するものでもありません。いかなる証券、金融商品、または投資戦略についても、これらが特定のお客様もしくは見込み客にとって適切であるかどうかに関する決定は下していません。本資料に記載された証券または金融商品についてのご判断はご自身で行ってください。

利益相反: PGIMフィクスト・インカムおよびその関連会社が、本資料で言及した有価証券の発行体との間で、投資顧問契約や他の取引関係を結ぶ可能性があります。時にはPGIMフィクスト・インカムおよびその関連会社や役員が、本資料で言及した有価証券や金融商品をロングもしくはショートするポジションを保有する可能性、およびそれらの有価証券や金融商品を売買する可能性があります。PGIMフィクスト・インカムの関連会社が、本資料に記載する推奨とは無関係の異なる調査資料を作成して発行することがあります。営業、マーケティング、トレーディングの担当者など、本資料作成者以外のPGIMフィクスト・インカムの従業員が、本資料に表示する見解とは異なる市場に関するコメントもしくは意見を、口頭もしくは書面でPGIMフィクスト・インカムのお客様もしくは見込み客に提示する可能性があります。利益相反もしくはそのおそれについて、詳しくはPGIMフィクスト・インカムのフォーム ADV第2A部をご覧ください。

欧州経済領域（EEA）では、PGIMインクの間接子会社であるPGIMリミテッドまたはPGIMネーデルラントが第2次金融商品市場指令 2014/65/EU (MiFID II) で定義されているプロの投資家に対して情報提供を行います。PGIMリミテッドの登記上の所在地は以下の通りです：Grand Buildings, 1-3 Stand, Trafalgar Square, London WC2N 5HR. PGIMリミテッドは英国の金融庁(FCA)からの許可・規制を受けており（登録番号：193418）います。PGIMネーデルラント B.V.は、オランダ金融市場庁(Autoriteit Financiële Markten - AFM)により、MiFIDのトップ・アップ・サービス能力を有するオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネージャーとして認可されています。（登録番号：15003620）PGIMリミテッドとPGIMネーデルラントは、EEAの様々な法域でサービスを提供あるいは正式な営業権に基づき事業することが認められています。本資料は英国金融行為規制機構（FCA）の行為規制ソースブックを目的として、第2次金融商品市場指令（MiFID II）の2014/65/EUに定義されている適格機関投資家に対してPGIMリミテッドが提供する資料です。アジアの一部の国では、シンガポール金融管理局（MAS）に登録、認可を受けているシンガポールの資産運用会社PGIM（シンガポール）Pte.Ltd.が情報を提供しています。日本では、日本の金融庁に投資顧問会社として登録しているPGIMジャパン株式会社が情報を提供しています。韓国では、投資顧問サービスのライセンスを有するPGIMインクが直接韓国の投資家に情報提供を行っています。香港では、香港の証券・先物取引監察委員会の規制対象企業であるPGIM（香港）リミテッドの担当者が証券先物条例の第一項第一条で定義されている適格機関投資家に対して情報の提供をしています。オーストラリアでは、PGIM（オーストラリア）Pty Ltd. (PGIM オーストラリア)が、（豪州2001年会社法で定義されている）販売会社に対して情報を提供しています。PGIMオーストラリアはPGIMリミテッドの代理人であり、PGIMリミテッドは金融サービスに関して豪州2001年会社法により必要とされる豪州金融サービス・ライセンスの取得が免除されています。PGIMリミテッドは英国法に基づきFCAの監督下にあり（登録番号：193418）、オーストラリア証券投資委員会のクラス・オーダー 03/1009が適用されるためです。なお、英国法はオーストラリア法と異なります。南アフリカでは、PGIMインクが金融サービス・プロバイダーとして認可を受けています。（ライセンス番号：49012）

© 2020 PFI and its related entities.

留意事項 2

資料はPGIMフィクスト・インカムが市場動向に関する情報提供としてプロの投資家向けに作成した"ABE'S EXIT PART I – THE EXTERNAL IMPLICATIONS"をPGIMジャパン株式会社が翻訳の上でレポートにしたものです。

本資料は、特定の金融商品の勧誘または販売を目的としたものではありません。過去の実績は将来の成果を保証するものではありません。

本資料は法務、会計、税務上のアドバイスあるいは投資推奨等を行うために作成されたものではありません。

本資料に記載されている市場動向等に関する意見等は本資料作成日時点でのPGIMフィクスト・インカムの見解であり、事前の通知なしに変更されることがあります。

本資料は、PGIMフィクスト・インカムが信頼できると判断した各種情報源から入手した情報に基づき作成していますが、情報の正確性を保証するものではありません。PGIMフィクスト・インカムは、米国SEC 登録投資顧問会社であるPGIM インクのパブリック債券運用部門です。

原文（英語版）と本資料の間に差異がある場合には、原文（英語版）の内容が優先します。

当社による事前承諾なしに、本資料の一部または全部を複製することは堅くお断り致します。

"Prudential"、"PGIM"、それぞれのロゴおよびロック・シンボルは、プルデンシャル・ファイナンシャル・インクおよびその関連会社のサービスマークであり、多数の国・地域で登録されています。PGIMジャパン株式会社は、世界最大級の金融サービス機関プルデンシャル・ファイナンシャルの一員であり、英国プルデンシャル社とはなんら関係がありません。

PGIMジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第392号
加入協会 一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会
PGIMJ75109